

## 省エネ改修に伴う固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

銚子市長 様

申告者  
(納税義務者)住所  
フリガナ  
氏名

電話番号

個人番号又は

法人番号

銚子市市税条例附則第10条の3第10項及び12項の規定により、減額を申告いたします。

家屋の所在地	銚子市		
家屋番号		長期優良住宅	<input type="checkbox"/> 認定有
種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅（賃貸住宅除く） <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他（ ）		
床面積	m <sup>2</sup>	居住部分床面積	m <sup>2</sup>
建築年月日	年 月 日		
登記年月日	年 月 日		
改修完了年月日	年 月 日		
改修工事内容	<input type="checkbox"/> 窓の改修工事（必須工事） <input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修工事		
改修工事費用	①工事費総額	②補助金等	自己負担額（①－②） ※60万円超が減額対象
	円	円	円
備考	※改修工事完了日から3ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由などを記入してください。		

## (添付書類)

- 1 地方税法附則第15条の9第9項に規定する現行の省エネ基準に適合した工事であることの証明書（建築士（※）、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行したもの）※建築士法第23条の3第1項の規定による登録を受けた建築事務所に属する建築士。
- 2 工事箇所の写真、工事費の領収書、工事明細書（改修内容及び費用が確認できるもの）
- 3 地方税法施行令附則第12条第31項に規定する補助金等の交付を受けたことが確認できる書類
- 4 認定長期優良住宅に該当する場合は、認定通知書の写し